
令和2年 第3回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第4日)

令和2年3月25日 (水曜日)

議事日程 (第4号)

令和2年3月25日 午前9時00分開議

- 日程第1 同意第1号 大刀洗町副町長の選任について
- 日程第2 同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第3 同意第3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第4 承認第1号 令和元年度大刀洗町一般会計補正予算 (第8号) の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第7 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第8 議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第2号 大刀洗町消防団員の定員, 任用, 給与, 分限及び懲戒, 服務等に関す
る条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第3号 大刀洗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第4号 大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第5号 大刀洗町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第13 議案第6号 大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第7号 大刀洗町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第8号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第9号 あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第17 議案第11号 町道の認定について
- 日程第18 議案第16号 令和2年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第19 議案第17号 令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について

- 日程第20 議案第18号 令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第21 議案第19号 令和2年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第22 議案第20号 令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について
- 日程第23 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 同意第1号 大刀洗町副町長の選任について
- 日程第2 同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第3 同意第3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第4 承認第1号 令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第7 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第8 議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第2号 大刀洗町消防団員の定員，任用，給与，分限及び懲戒，服務等に関す
る条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第3号 大刀洗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第4号 大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第5号 大刀洗町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第13 議案第6号 大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第7号 大刀洗町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第8号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第9号 あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第17 議案第11号 町道の認定について
- 日程第18 議案第16号 令和2年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第19 議案第17号 令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第20 議案第18号 令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第21 議案第19号 令和2年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第22 議案第20号 令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について
- 日程第23 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報
委員会、議会運営委員会）

出席議員（11名）

1番 森田 勝典	2番 隠塚 春子
3番 平田 康雄	4番 野瀬 繁隆
5番 黒木 徳勝	7番 平山 賢治
8番 東 義一	9番 古賀 世章
10番 松熊武比古	11番 高橋 直也
12番 安丸眞一郎	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	中山 哲志	教育長 ……………	倉鍵 君明
総務課長 ……………	重松 俊一	税務課長 ……………	山田 恭恵
健康福祉課長 ……………	平田 栄一	地域振興課長 ……………	村田 まみ
産業課長 ……………	佐々木大輔	建設課長 ……………	田中 豊和
子ども課長 ……………	松元 治美	会計課長 ……………	佐田 裕子
生涯学習課長 ……………	矢野 智行	住民課長 ……………	矢永 孝治
財政係長 ……………	早川 正一	総務係長 ……………	堀内 智史
監査委員 ……………	村山真知子		

開議 午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。

現在の出席議員は11人です。

ただいまから、令和2年第3回大刀洗町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 同意第1号 大刀洗町副町長の選任について

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、同意第1号大刀洗町副町長の選任についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号大刀洗町副町長の専任についてを採決いたします。

本件は、同意することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本件は同意することに決定いたしました。

日程第2. 同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（安丸眞一郎） 日程第2、同意第2号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを採決いたします。
本件は、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本件は同意することに決定しました。

日程第3. 同意第3号 教育委員会委員の任命について

○議長（安丸眞一郎） 日程第3、同意第3号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、同意第3号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本件は同意することに決定しました。

日程第4. 承認第1号 令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（安丸眞一郎） 日程第4、承認第1号令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を
求めることについてを採決いたします。

本件は、承認することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本件は承認することに決定しました。

日程第5. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（安丸眞一郎） 日程第5、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

この推薦について御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。

本件について、議会の意見は適任と決定しました。

日程第6. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（安丸眞一郎） 日程第6、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

この推薦について御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。

本件について、議会の意見は適任と決定しました。

日程第7. 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（安丸眞一郎） 日程第7、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

この推薦について御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。

本件について、議会の意見は適任と決定しました。

日程第8. 議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第8、議案第1号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第9. 議案第2号 大刀洗町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第9、議案第2号大刀洗町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号大刀洗町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第10. 議案第3号 大刀洗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第10、議案第3号大刀洗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号大刀洗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第11. 議案第4号 大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第11、議案第4号大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第12. 議案第5号 大刀洗町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第12、議案第5号大刀洗町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） おはようございます。空き家対策の強化としては非常にいい評価をするのでございますけれども、ちょっと中身について確認しておきたいことがございますので質問させていただきます。

条例第5号の緊急的な危険回避の措置ということでこの条文が追加をされております。他都市の状況をちょっと見てみますと、例えば台風とか水害とかそういうことを前提としてこういう条例がつくられてるような気がするわけですね。

この場合、緊急的な回避に必要な措置を講じるということでございますけど、これは例えば平常時でも、近所の方がちょっと今度風が吹いたら危ないみたいだから、措置を講じていただきたい、ちょっと瓦が飛びそうとかそういう避難の措置だろうと思うんですよね想定してあるのは。

そこら辺、例えば条例によっては台風云々のそういうのに対する緊急避難的などという、具体的に書いてあるところもございますので、そこ辺の考え方をちょっと教えていただきたいということです。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 野瀬議員の質問にお答えします。

今回の条例の制定につきましては災害時だけでなく、歩行者に瓦が落ちてくるとか、壁が倒壊して道路のほうに倒れてくるとか、そういった人命とか他人の財産に被害が及ぶ場合も想定しております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） もう1点だけ確認させていただきたいと思います。

ここに「家屋等」という表現がございます。例えば、この家屋等に塀ですね、板塀とかあるいは樹木等も含まれるのかということと、大刀洗まだ特定危険家屋という指定がされてるかどうかちょっとわかりませんが、そういう危険と判断する、前これ普通特定危険家屋に指定して指導を行ったり助言を行ったり、最終的には強制代執行というそういう手続をとっていくように法ではなってるんですが、そういうのをとらずに緊急避難的にできるということですから、所有者の同意も事前には得なくてもいいような感じになってますので、例えば家屋等にそういうものが含まれるのかとか、特定危険家屋との関連がちょっとわかれば教えていただきたいと思います。

以上2点です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 質問にお答えします。

空き家等の中には、空き家の敷地内にある壁とかそういった危険な樹木等なんかも含めております。それで、今回のような条例化の背景といたしまして、空き家特措に規定されている措置の内容で助言、勧告、命令、代執行と進めていきますと、最終的に代執行に至るには相当な時間を要しますので、今回この条例を規定することで必要最小限度の措置が行えるようにしたいという

のが今回の条例化の背景でございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号大刀洗町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第13. 議案第6号 大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第13、議案第6号大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。2番、隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 2条の2項ですね、「意思能力を有しない」という文言が今回追加されておりますが、この意思能力を有しない場合の条件としての、本人が来庁したり法定代理人がどうこうするというのは伺いましたが、その意思能力を有しないというのがどこで判断されるのかというのを伺いたいたんですが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 質問にお答えします。

印鑑の登録を修正しようとする方自身に意思能力があるかどうかを判断する方法でございますが、まず対応した職員が会話のやり取りの中で、本人に本当に印鑑登録の意思があるかどうかを確認させていただきながら判断していただくこととなります。またその際に、例えば成年被後見人の場合成年後見人が同席していただき、意見を述べるのが可能な状態にすることを想定しております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員10名中起立10名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第14. 議案第7号 大刀洗町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第14、議案第7号大刀洗町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号大刀洗町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員10名中起立10名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第15. 議案第8号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第15、議案第8号大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

————— . ————— . —————

**日程第16. 議案第9号 あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例の一部を改正する条例
の制定について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第16、議案第9号あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。2番、隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 隠塚春子です。私は、反対の立場から討論いたします。

人権は一人一人に備わったものであり、また人権は普遍的なものであることも承知しております。差別は優越感から発生するものと考えております。どのような差別もあってはなりません。しかしながら、さまざまな差別があることは事実でもあります。

今回出された条例案は、上位法がその理由とされております。上位法には障がい理由とする差別の解消に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律、いわゆるヘイトスピーチ規制法です。そして、部落差別の解消の推進に関する法律があります。今案は、部落差別を初めとありますが、部落差別に特化したような文言になっているとしか思えません。また4条の、町民及び関係機関等とありますが、関係機関等と曖昧な表現になっております。

それらを踏まえると、さらに上位法である憲法11条人権の享有の精神は、現行の条例に生かされていると考えます。また、現行の条例にのっとり人権教育や人権講演会などの取り組みもなされております。よって、現行の条例の変更の必要がないと考えます。

以上の理由から、今案に反対するものです。皆様の御同意をお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 賛成討論はございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） おはようございます。7番、平山です。私は本案に反対の立場から討論を行います。

もちろん私は日本国憲法にも明記しておるとおり、全ての人々の基本的人権を守り、あらゆる

差別を許さないという立場に立って活動をしています。しかるに本条例はいかがでしょうか。人権擁護の中でも部落差別をことさら強調し、自治体や住民に協力や調査を強めるものであります。

そもそもこの根拠法となっている部落差別の解消の推進に関する法律は、部落差別とは何かについて明確な定義がなく極めて曖昧であります。法律の運用に当たって、こじつけや乱用の恐れがあり、部落差別をいつまで引きずる恐れのある永久法となっています。

同法の制定に際して、参議院議員法務委員会での附帯決議には過去の民間運動団体の行き過ぎた言動など、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることや教育、啓発及び調査などにより新たな差別を生むことがないようにと留意点がつけられています。附帯決議も指摘するように、この乱用によって表現や内心の自由が侵害される危険があります。

また、差別解消という政策などの条文は限定がなく、運動団体による圧力の根拠となり政策が強制されかねません。さらに、実態調査は行政の手で住民に差別を持ち込み、国民の間に新たな障壁をつくり出す危険があり、調査自体が人権侵害の恐れのあるものです。部落問題の解決についての逆行ではないでしょうか。

国の特別対策の終結から16年を経て、社会問題としての部落問題は基本的に解決された到達点にあります。法務省による回答でも、実質的被害を伴うものはほとんど存在していません。

部落差別問題の解決に逆行し、差別を永久化しようとする一連の流れには絶対に賛成することができません。何よりこれまで差別と闘い乗り越えてきた当事者の人たちの努力を無にするものではないでしょうか。日本国憲法を守り、あらゆる差別を許さず、全ての人々の人権を守る立場として本案には反対するものであります。議員各位の御賛同よろしく申し上げます。

○議長（安丸眞一郎） ほかに討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） これで討論を終わります。

これから、議案第9号あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立8名〕

○議長（安丸眞一郎） 議員10名中起立8名。起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第17. 議案第11号 町道の認定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第17、議案第11号町道の認定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号町道の認定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第18. 議案第16号 令和2年度大刀洗町一般会計予算について

○議長（安丸眞一郎） 日程第18、議案第16号令和2年度大刀洗町一般会計予算についてを議題といたします。

なお、所管の予算特別委員会委員長から審査報告書の提出がありましたので、お手元に配付しております。

それでは、予算特別委員会高橋委員長、登壇して報告をお願いします。高橋委員長。

○予算特別委員長（高橋 直也） おはようございます。予算特別委員会の委員長報告をいたします。

予算特別委員会に付託されました議案第16号令和2年度大刀洗町一般会計予算についてのほか特別会計4議案について、審査の結果の概要と審査結果を報告いたします。

審査は3月12日、16日、18日の3日間にわたり、全委員出席のもと、中山町長、倉鍵教育長初め、関係課長などの出席を求め審査を行いました。

一般会計予算審議の後、議員間討議を行い、再質疑を実施いたしました。

その後、討論を行い、採決いたしました。

特別会計については、令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算から下水道事業特別会計予算までを通して報告、説明を受けた後、質疑を行い、4議案を一括して議員間討議を行いました。

その後、特別会計を議案ごとに再質疑し、討論、採決いたしました。

採決の結果、議案第16号令和2年度一般会計予算、議案第17号令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計及び議案第18号令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計は、賛成多数で可決すべきものと決しました。

また、議案第19号令和2年度大刀洗町土地取得特別会計及び議案第20号令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計予算は、賛成全員をもってそれぞれを可決すべきものと決したことをここ

に報告いたします。

以上で委員長報告終わります。

○議長（安丸眞一郎） ただいま予算特別委員会委員長報告が終わりました。

質疑については省略をいたします。

これから討論を行います。討論は反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。私は本予算案に反対の立場で討論行います。毎年申し上げているとおり、私もほとんどの予算の項目には賛成であります。一部賛成しかねる項目もあり、一括採決の性格上反対とするものであります。

今、アベノミクスによる逆立ちした経済政策や消費税増税、さらにはコロナウイルスの影響などにより地方はますます疲弊し、経済格差は一層広がり、貧困の増大により暮らしは厳しくなっています。住民福祉の原点に立ち、暮らし、福祉への相応の手当がますます求められています。

基金を取り崩した当初予算が組まれる中で、不要不急の事業は厳しく見直すとともに、基金や補助金等を有効に活用しながら今町に住んでいる人の福祉の向上に寄与する事業が求められています。

また現にある制度、生活保護制度や就学援助制度、木造住宅の耐震改修など、住民が活用し負担を軽減できる、生命と安全を守ることでできる制度のさらなる周知や制度の積極的な活用をお願いしたいと思っております。

新年度においてもコロナウイルス対策に伴う住民安全や教育、保育現場の変更もあるかと思いますが、引き続き支援の必要な家庭や子供たちに対し必要な援助が行われ、情報が迅速に届くよう関係各課の連携を強めていただきたいと思います。

さて、予算の中にあっても小中学校教育推進事業費として少人数学級推進のための常勤講師給与等や各施設のトイレ改修など、評価すべき点は多くございます。待機児童を解消し、子供が豊かに安心して成長できる保育制度の充実をさらにお願ひしたいと思っております。今年度予算化されている保育士奨学金150万円のほか、待遇改善や保育士確保の取り組みを今後進めていただきたいと思います。

また、一般不妊治療助成45万円や産後ケア委託諸費など、子供を産み育てやすい支援も引き続きお願いしたいと思っております。

さらなる具体化が必要なものとして、災害対応職員の採用について。専門官の増員には賛成ですが、実際の活動においてはさらに具体化が求められると思っております。具体的には、災害危険箇所の把握や対応、避難体制の整備の支援、マップ作成の支援、自主防災組織の強化、避難者への経験聞き取りや避難所の運営改善などであり、住民に話を聞き、経験を蓄積し、より有

効な防災体制づくりの支援に取り組んでいただきたいと思います。

また、住民から寄せられている声にも耳を傾け、我がこととして行政と住民の架け橋になっていただきたいと思います切に願う次第です。

また、コミュニティバスの試行に当たっては、住民のニーズを十分に調査し、実効性ある試行をお願いします。

次に、賛成できない項目であります。国内PR旅費、タウンプロモーション旅費102万、それからブランド推進委託料409万2,000円については、町単独事業であることとその目的や効果が不明瞭であると考えます。過去に同様の事業においても効果の検証は不十分であり、賛成することができません。

次に、地域優良賃貸住宅については、管理費などの経費の見直しを進めるべきと考えるところに、家賃の歳入見込み等も再考いただきたいと思います。

予算全体として、まち・ひと・しごと創生事業として、新たに国からの交付税事業が予定されていますが、町の財源でなくても原資は国民の税金でありますから、必要な事業か否か、費用対効果はどうか厳しく精査するとともに、住民福祉の向上に資する事業については積極的に取り組んでいただきたいと思います切に願う次第です。

河川浚渫推進事業など積極的に県に働きかけていただきたいと思います。

最後に、同和関連支出については、特定の団体運営費補助を投げ渡すことは問題の真の解決に逆行するものであり、絶対反対であります。今議会で別途条例案も可決をされましたが、このような支出や条例は問題の解決をさらに長引かせるものと言わなければなりません。

また、関連する国民健康保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計についても以前より申し上げているとおり、高い住民負担に基づいていることから同様の理由で賛成しかねるものであります。

以上、一括採決の性格上、反対の討論とするものです。議員各位の御賛同をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） ほかに討論ございませんか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） おはようございます。議席番号8番、東義一でございます。私は本予算に対して賛成の立場で討論を行います。

我が町は、3年連続して10年に一度といわれる大雨の災害に見舞われ、大きな被害を受けているのが現状でございます。こうした中、安心・安全なまちづくりの一環として、円滑な消防団活動のため、運営管理面で機能別消防の導入、団員制度導入、また消防団救助能力向上資機材としての整備事業の中で、救命ボートまた排水ポンプ等の購入費の計上、また防災士育成支援事業に関しましては、防災知識のある人材を地域に確保するため防災士の資格を取得するための費用の助成など、防災強化に取り組む予算の計上、次に、高齢者運転免許証自主返納者、あるいは車

を運転しない高齢者にとって通院や買い物の移動手段の確保が大きな問題になっていますが、交通弱者対策費として地域における移動手段を確保するため、町内巡回バス運行実証実験の事業導入予算等の計上、さらに健康づくりの推進事業の検診受診により、胃がんによる死亡者数を減少させる目的のため国が示すがん検診の指針において、胃がん検診で推奨される検査方法として胃部X線検査に加え、検診自己負担額はあるものの胃内視鏡検査の新規事業など、健康面に対しての予算計上がされております。

そのほか、各課において新規事業が予算に計上、繰り込まれていますが、私は本予算、令和2年度の予算については賛成いたします。以上、議員各位の賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） ほかに討論ございませんか。2番、隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 2番、隠塚です。私は、一括決議という性質上反対の立場から討論いたします。

ほとんどの政策に同意しておりますが、本年度基金からの約2億円の繰り入れがなされると推察されます。来年度も基金の取り崩しが3億2,000万円予定され、財政が厳しい状況にあります。

ふるさと納税の寄附金の増額により財政を保っていると推察される状況です。ふるさと納税が増えたのは、海外事業におけるアピールによるものと説明を受けましたが、その根拠は不透明であります。

返礼品等に努力をしておられることは承知しておりますが、海外事業のみでの約500万円もの予算が組まれております。新型コロナの影響下の今、子供たちへの対策など有効活用されることを望むものです。

よって、私は予算案に反対をいたします。皆さんの御同意をお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） ほかに討論ございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） おはようございます。4番、野瀬繁隆でございます。私は本予算案に賛成の立場で討論を行います。

令和2年度一般特別会計予算案は、総額で74億960万円で、対前年度比5.1%の伸びとなっております。この予算案は、昨年3月に策定されました第5次大刀洗町総合計画に掲げる将来像及び3つの基本目標を実現していく上で、実質的にはその第一歩となる最初の予算案であります。またマニフェスト2023年への羅針盤を掲げ、当選を果たされた中山新町長体制で編成された最初の予算でもあります。

こうした観点から予算案を見てみますと、まず子育て支援策として大堰保育園建て替えに合わせた入所定員の増加ですとか、認可外保育施設を利用する保護者への一部助成に720万円等の

待機児童支援事業や、教育環境の充実施策としてALTの増員や英語検定の実施等566万8,000円が計上されております。

先ほどもお話がございましたが、3年続けて豪雨被害に対する防災の強化として、機能別消防団員制度の導入、それから水害に備え排水ポンプ等の整備、それから防災専門員の増員ですとか防災士育成支援事業等の予算が計上されております。

そして、高齢化社会に向けて課題となっております交通弱者対策として、町内循環バス運行実施証実験事業221万円、空き家対策の強化として不良空き家等除去補助金225万円が計上されております。

その他いろんな施策はあるんですが、こうした新規事業に加え健康づくりや地域づくりなどの継続的な取り組み及び災害復旧、特に菅野橋ですね、の事業などが計上されております。

これらの事業は、冒頭に述べました基本計画やマニフェストに掲げられている各施策とも整合がとれたものであり、必要な事業というふうに考えております。そこで十分な事業効果を出せるような適正な予算執行を強くお願いするとともに、こういう社会情勢でございますので、また景気対策とかいろんな補正が出てくるかもわかりません。一刻も早く今年の予算を成立して、住民福祉の増進に寄与するような施策を継続的にも新規にも行っていただきたいというふうに思います。そういうことで、本議案に対する議員の賛同をよろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（安丸眞一郎） ほかに討論ございませんか。一応反対討論がないようですから、賛成討論ですか。3番、平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 議席番号3番、平田康雄です。私は賛成の立場から討論いたします。

ふるさと納税が、ふるさとの寄附金ですね、2年連続で10億円を超えました。多くの寄附金が集まるのは、確かに返戻品の充実もありますけども、私は国内外におけるPR活動や情報発信のための地域ブランド推進事業の実施、あるいはふるさと大使の任命などユニークな事業の継続的な取り組みていうのが大きな要因ではないかと考えています。自主財源が32億6,400万円の本町にとりまして、本当に大きな財源となっています。来年も引き続き頑張っていただきたいと思います。

そして、令和2年度の一般会計予算案につきましては、今月の12日から2日間にわたり関係課長から詳細な説明を受けました。予算総額は約70億1,000万円で、昨年の70億5,000万から3億6,000万円も増えています。

予算の中で、私が特に注目したのは次の2点であります。

1点目は、会計年度任用職員制度の導入に伴う経費が予算計上されたことであります。嘱託職員や臨時職員を会計年度任用職員として任用するため、これまで支給されていた報酬などに加え、

期末手当、社会保険料、通勤費などを新たに支給するための予算であります。このことに伴い、非正規職員の待遇差が改善されるものと期待しています。

2点目は、先ほどから討論がありましたように、住民の意見や要望などを反映した事業、たくさん盛り込まれているということでもあります。

まず新規事業ですが、巡回バスを町内全域に走らせるための地域公共交通対策事業、認可外保育所利用者を補助するための待機児童支援事業のほか、防災土育成支援事業、不良空き家等除去補助金などが新たに実施されます。

拡充事業としては、早期に胃がんを発見するための内視鏡検診によるがん検診事業や、農業経営の規模拡大と省力化を推進するための園芸施設等整備事業などが実施されます。

また、継続事業としては運動習慣の定着、健康増進のための健康体操教育事業や大堰保育所を建て替えるための保育所等整備事業のほか、菅野橋災害復旧事業、道路改善事業など多くの事業費予算が計上されておりまして、住民の意向に沿った予算案となっております。

これに、来年度は従来からの継続事業や各事業に加え新たな事業も始まりますけれども、特に会計年度任用職員制度が4月1日から導入されますし、その他の事業も早期に着工する必要がありますので、議会としては予算を承認すべきであります。

以上をもって討論を終わります。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） ほかに討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで討論を終わります。

これから、議案第16号令和2年度大刀洗町一般会計予算についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員10名中起立8名]

○議長（安丸眞一郎） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第19. 議案第17号 令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について

○議長（安丸眞一郎） 日程第19、議案第17号令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

委員会報告と質疑を省略いたします。

これから討論を行います。討論は、反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから議案第17号令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立9名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第20. 議案第18号 令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について

○議長（安丸眞一郎） 日程第20、議案第18号令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算についてを議題といたします。

委員会報告と質疑を省略いたします。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから議案第18号令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立9名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第21. 議案第19号 令和2年度大刀洗町土地取得特別会計予算について

○議長（安丸眞一郎） 日程第21、議案第19号令和2年度大刀洗町土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

委員会報告と質疑を省略いたします。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから議案第19号令和2年度大刀洗町土地取得特別会計予算についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第22. 議案第20号 令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について

○議長（安丸眞一郎） 日程第22、議案第20号令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

委員会報告と質疑を省略いたします。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから議案第20号令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

**日程第23. 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会
広報委員会、議会運営委員会）**

○議長（安丸眞一郎） 日程第23、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会の各委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、所管事務調査等の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（安丸眞一郎） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和2年第3回大刀洗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前9時54分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 3月25日

議 長 安丸眞一郎

署名議員 黒木 徳勝

署名議員 平山 賢治

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 3月25日

議 長

署名議員

署名議員